

特別職の就任について

教育長及び教育委員会委員の就任について、本日議会の同意が得られましたので、次とおり、お知らせします。

教育長

《後任者》

| 氏名 | 任期 | 備考 |
|-------------------|--------------------|----|
| こいぶち しんや 鯉渕 信也 | 令和3年4月1日～令和6年3月31日 | 再任 |

【参 考】(前任者)

| 氏名 | 任期 | 備考 |
|-------------------|---------------------|----|
| こいぶち しんや 鯉渕 信也 | 平成30年4月1日～令和3年3月31日 | |

教育委員会委員

《後任者》

| 氏名 | 任期 |
|--------------------|-------------------|
| なかがみ なおし 中上 直 | 令和3年4月2日～令和7年4月1日 |
| おおつか ちあり 大塚 ちあり | 令和3年4月2日～令和7年4月1日 |

【参 考】(前任者)

| 氏名 | 任期 |
|-------------------|--------------------|
| おおば いげみ 大場 茂美 | 平成29年4月2日～令和3年4月1日 |
| なかむら さちこ 中村 幸子 | 平成29年4月2日～令和3年4月1日 |

※ 本会議終了30分後から、市長応接室（市庁舎8階）にて就任辞令交付式を予定しています。（冒頭取材可能です）。

【参 考】

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月法律第162号）【抜粋】

(任命)
第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(任期)

第5条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

お問い合わせ先

総務局人事課長 柿沼 浩二 Tel 045-671-2055